

川崎市職員中央安全衛生委員会要綱

(設置)

第1条 川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、職員（上下水道局、交通局及び病院局に勤務する職員を除く。以下同じ。）の安全及び衛生に関する事項について審議し、安全衛生管理体制の円滑な運営を図るため、川崎市職員中央安全衛生委員会（以下「中央委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じ市長、消防局長又は教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (4) 職員の労働安全衛生教育その他安全衛生に関する知識の普及に関すること。
- (5) 前4号に定めるもののほか、安全衛生に関する重要事項。

2 中央委員会は、規則第9条、川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程（平成3年消防局訓令第6号）第13条、川崎市教育委員会安全衛生管理規則（平成20年教委規則第12号）第22条の規定に基づき設置された委員会相互の連絡及び調整を行う。

(組織)

第3条 中央委員会は、委員29名で組織する。

- 2 中央委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員長には総務企画局長、副委員長には総務企画局人事部長及び川崎市職員労働組合を代表する者が推薦する者をもって充てる。
- 3 委員の半数は、別表に定める職にある者を充て、他の半数は、川崎市職員労働組合を代表する者（消防局においては職員の過半数を代表する者）が推薦する者とし、市長、消防局長又は教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第4条 中央委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 中央委員会の委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(労災防止委員及び特別労災防止委員)

第6条 中央委員会に労働災害防止に関する専門事項を調査及び指導させるため、労災防止委員及び特別労災防止委員を置くことができる。

2 労災防止委員は、安全衛生に関する知識・経験を有し、各事業場の実態に精通している委員を兼務として市長、消防局長又は教育委員会が任命する。

3 特別労災防止委員は、特に安全衛生に関する知識・経験を有し、各事業場の実態に精通している委員以外の職員等で、所属局・区長等及び委員が推薦する者のうちから、委員長が中央委員会に諮って指名し、市長、消防局長又は教育委員会が任命する。

4 特別労災防止委員は、その職務に従事する間は労務厚生課の職員に充てるものとする。

5 労災防止委員及び特別労災防止委員の設置に関して必要な事項は、委員長が中央委員会に諮って定める。

(中央委員会の招集)

第7条 中央委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるとき、委員長がこれを招集する。

(定足数)

第8条 中央委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(中央委員会の庶務)

第10条 中央委員会の庶務は、総務企画局人事部労務厚生課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、中央委員会の運営について必要な事項は、委員

長が中央委員会に諮って定める。

附 則（６０川職職第２７２号）

この要綱は、昭和６０年１０月１７日から施行する。

附 則（６０川職職第４３９号）

この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則（６１川総職第４２２号）

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則（６２川総職第１４８号）

この要綱は、昭和６２年６月２９日から施行する。

附 則（６２川総職第３８０号）

この要綱は、昭和６３年２月１日から施行する。

附 則（２川総職第３０９号）

この要綱は、平成２年１２月１日から施行する。

附 則（５川総職第４７７号）

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附 則（６川総職第４８５号）

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（８川総職第３９５号）

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（９川総職第４１４号）

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則（１０川総職第３２０号）

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、改正後の要綱第６条第３項中
所属局・区長等及び委員が推薦する者のうちから、委員長が中央委員会に諮って指名する
部分については、平成１１年２月３日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

職
総務企画局人事部労務厚生課長
総務企画局人事部労務厚生課担当課長〔健康管理担当〕
本庁職員衛生委員会に属する衛生に関わる課長のうち総務企画局長が指名する者
子ども未来局総務部庶務課長
環境局総務部庶務課担当課長（労務管理・安全衛生担当）
健康福祉局総務部庶務課担当課長〔労務・人材育成担当〕
建設緑政局総務部庶務課長
港湾局港湾振興部庶務課長
区役所まちづくり推進部総務課長（7区役所のうち1名）
消防局総務部人事課長
教育委員会事務局職員部給与厚生課長
産業医（統括産業医）
衛生管理